

<介護保険被保険者証等再交付の際に必要な書類について>

(個人番号記載欄にマイナンバーを記載した場合)

○本人申請の場合

- ・本人のマイナンバーを確認できる書類 (原本)※1
- ・本人の身元を確認できる書類 (原本)※2

○代理人申請の場合

- ・被保険者本人のマイナンバーを確認できる書類 (写し)※1
- ・代理人 (申請者) の身元を確認できる書類 (原本)※2
- ・代理権の確認できる書類 (原本)※3

*代理権について上記の書類を用意するのが困難な場合、本人の各被保険者証 (介護保険・後期高齢者医療など) 等、官公署等から本人に対し一に限り発行・発給された書類でもかまいません。

(個人番号記載欄にマイナンバーを記載がない場合)

○マイナンバーの記入がない場合

- ・申請者 (窓口にくられた方) の身元を確認できる書類 (原本)※2

※1	個人番号カード (裏面)、通知カード、マイナンバーが記載された住民票の写し等	
※2	1点で確認できるもの	個人番号カード (表面)、運転免許証、パスポート等顔写真が入った公的機関が発行した証明書類
	2点で確認できるもの	介護保険被保険者証、健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証、介護保険負担限度額減額認定証等
※3	法定代理人の場合…	戸籍謄本等
	任意代理人の場合…	委任状